

Ⅲ.大規模小売店舗立地法の概要

平成 12 年 6 月 1 日から大規模小売店舗立地法が施行され、大規模小売店舗(店舗面積 1,000 平方メートル以上)の設置者は、同法に基づき、店舗の新設や増築等を実施する際に周辺地域の生活環境に関する問題への対応を求められることになり、交通や騒音、廃棄物処理等について調査及び予測が必要になります。

1 対象

(1) 対象となる店舗

一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗。建物の新築のほか、増築又は用途変更により、一つの建物内の店舗面積が基準面積を超える場合も対象店舗となります。

(2) 対象となる事項

対象となる事項は「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号)に定められており、設置者は、この指針に基づき周辺地域の生活環境の保持に配慮して店舗や附属施設を配置し、その運営に当たることが求められています。

(3) 指針に定められている主な事項

【設置者が配慮すべき基本的な事項】

- ① 立地に伴う周辺地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ② 地域住民への適切な説明
- ③ 都道府県からの意見に対する誠意ある対応
- ④ 小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ⑤ 大規模小売店舗の開店後における適切な対応

【大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項】

- ① 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・ 駐車場の必要台数の確保
 - ・ 駐車場の位置及び構造等
 - ・ 駐輪場の確保等
 - ・ 自動二輪車の駐車場の確保
 - ・ 荷さばき施設の整備等

- ・経路の設定等

- ロ) 歩行者の通行の利便の確保
- ハ) 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮
- ニ) 防災・防犯対策への協力

② 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境
の悪化の防止のために配慮すべき事項

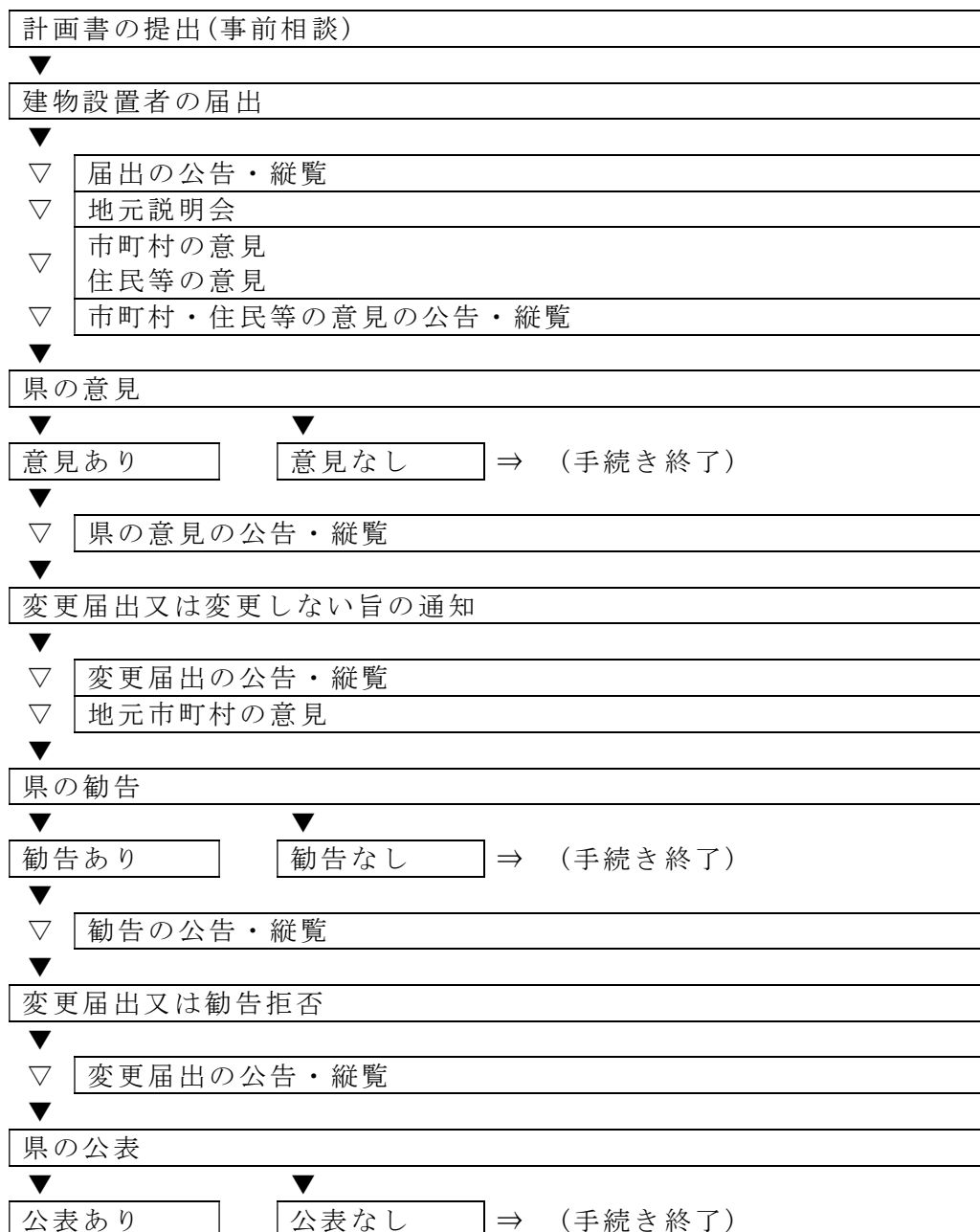
- イ) 騒音の発生に係る事項
 - ・騒音問題に対応するための対応策について
 - ・騒音の予測・評価について
- ロ) 廃棄物に係る事項等
 - ・廃棄物等の保管について
 - ・廃棄物等の処理について
 - ・その他設置者として廃棄物等に関連する対応方策について
- ハ) 街並みづくり等への配慮等

2 届出等の手続き

(1) 届出等の手続き

下記に届出等に関する概要的な手続きのフローを示します。

なお、届出先は出店地の市町村を管轄する各県民局行政事務所、問い合わせ先は群馬県産業経済部商政課商業係又は各行政事務所になります。



引用) 『大規模小売店舗立地法関連情報 届出等の手続き』
(群馬県ホームページ 2020年5月最終更新)

(2) 添付資料

大規模小売店舗の新設に関する届出に必要な添付資料(大規模小売店舗立地法第5条第2項・施行規則第4条第1項)は以下の通りです。

- ①法人にあっては、その登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し。
- ②主として販売する物品の種類。
- ③建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面。
- ④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車台数等の予測結果及びその算出根拠。
- ⑤駐車場における自動車出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車出入口の数及び位置を設定するために必要な事項。
- ⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法。
- ⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯。
- ⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面。
- ⑨冷却塔、冷暖房施設の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面。
- ⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及び算出根拠。
- ⑪夜間において施設運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠。
- ⑫必要な廃棄物等保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出等の予測結果及び算出根拠。
- ⑬要綱(群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱)に基づく附属書類。
 - 1) 生活環境圏の設定図
 - 2) 周辺図
 - 3) 住宅地図
 - 4) 求積図及び求積表
 - 5) 騒音発生源となる設備機器の位置を建物立面図におとした図面
 - 6) 建物立面図(上記の5)を添付の場合は不要)
 - 7) 法第4条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に係る対応状況確認書